

令和7年度北海道アイヌ環境整備資金貸付規程

(趣旨)

第1条 アイヌ住民の生活環境と福祉の向上を図るために、環境整備資金を必要とする者に対し、この規程の定めるところにより貸付する。

(定義)

第2条 この規程において環境整備資金（以下「資金」という）とは、新たに浴室及び墓碑整備等に要する経費に充てるための資金をいう。

(貸付対象)

第3条 次の各号に該当するものに対して貸付する。

- 1 現に北海道内に居住していること
- 2 資金を必要とする事情にあること
- 3 償還能力があること

(資金の種類)

第4条 次の必要経費に対して貸付する。

- 1 浴室整備等資金
- 2 墓碑整備等資金

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は次のとおりとする。

- 1 浴室整備等資金は1件につき20万円以内
(ただし必要経費を超えないものとする)
- 2 墓碑整備等資金は1件につき30万円以内
(ただし必要経費を超えないものとする)
- 3 上記1及び2ともに無利子とする
- 4 貸付期間は据置期間（貸付の日の属する年度の3月31日まで）経過後2年以内とする。償還は年賦償還とし、均等償還の方法によるものとする

(貸付の申請)

第6条 資金の貸付を受けようとするものは、次の各号に定める書類を添え、公益社団法人北海道アイヌ協会に加盟する団体の代表者（以下「代表者」という）（団体の組織されていない場合は理事長）の確認を経たうえで、理事長に提出しなければならない。

- 1 別記第1号様式の申込書
- 2 浴室（墓碑）整備等に係る見積書
- 3 その他理事長が必要と認める書類

(貸付の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(保証人)

第8条 前条の規定により貸付の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、借受者と同一の市町村（理事長が特に認める場合は道内）に居住し、かつ独立の生計を営む者を連帯保証人にたてなければならない。

- 2 借受者は、連帯保証人が死亡若しくは居所不明または前項の要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日から十日以内に文書でその旨を理事長に届け出るとともに、新たに前項の規定による連帯保証人をたてなければならない。

(資金の貸付)

第9条 借受者は、第7条の通知を受けたときは、別記第2号様式の借用書に借受人及び保証人の印鑑証明書を添付のうえ理事長に提出し、資金の交付を受けるものとする。

(整備に関する届け出)

第10条 借受者は、当該整備が完了したときは、写真及び代金の領収書（写し）を添えて完了届け（別記様式第3号）を、理事長に届けなければならない。

(償還の方法)

第11条 貸付に係わる資金の償還は、年賦償還の方法による。

- 2 貸付金は、前項の規定に係わらずいつでも繰上償還をすることができる。

(貸付決定の解除)

第12条 理事長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付決定を解除し、いつでも貸付金の全部または一部について直ちに償還させることができる。

- 1 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- 2 貸付金を貸付の目的以外の用途に使用したとき
- 3 その他資金の貸付の目的を達し難いと認めたとき

(違約金)

第13条 借受者が償還期限内に貸付金を償還しないときは償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未償還額につき年10.75%の割合で計算して得た額の違約金をアイヌ協会に支払うものとする。